

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
3月20日
(火曜日)

目次

規則
山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一
種雄牛育成補助金交付規則を廃止する規則(畜産振興課)……………二
告示
保安林の指定(森林整備課)……………二
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………三
道路の区域の変更(道路整備課)……………三
道路の供用の開始(道路整備課)……………四
下関都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
浸水想定区域の指定(河川課)……………四
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(港湾課)……………五
公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五
第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案の縦覧(商政課)……………六
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)……………六
選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………六
雑報
争議行為の通知……………七



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十一号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

美容科	理容科	グラフィックデザイン科
一五人	一〇人	二〇人

を

美容科	理容科
一五人	一〇人

に、

溶接科
二〇人

を

溶接科	グラフィックオペレーター科
二〇人	二〇人

に改め、同表山口県立西部高等産業技術学校の項中

介護サービス科	介護サービス科
二〇人	二〇人
情報技術科	
二〇人	

に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

種雄牛育成補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十二号

種雄牛育成補助金交付規則を廃止する規則

種雄牛育成補助金交付規則(昭和三十年山口県規則第七十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の種雄牛育成補助金交付規則の規定に基づく補助金については、なお従前の例による。



山口県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

長門市渋木字東須計奴田三三四一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市渋木字東須計奴田三三四一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

岩国市周東町瀬越字忠代六一八、六二八、六三二の一、六三四の一、六三四の二、六五六の一、六五六の二、六六一の一、六六一の二、六六四、六六五、六七〇、字空山六三六の一、字音石六五七、二八六六の三、周東町祖生字下入の二六四六、二六五〇、二六五二の一、二六五二の二、二六六四、二六六五、二六六七、二六六八、字下入野五四七〇から五四七三まで、五四七四の一から五四七四の五まで、五四七五から五四七七まで、五五〇二、五五〇四

柳井市柳井字甲ヶ谷三三五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町瀬越字忠代六六四・六六五・六七〇・字音石六五七・二八六六の三・周東町祖生字下入の二六五二の一・二六六七・二六六八・字下入野五四七四の一・五五〇二・五五〇四(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)

柳井市柳井字甲ヶ谷三三五一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所
長門市渋木字河内一三の一、字車板一七第六、俵山字土井二五〇五から二五〇七ま

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市渋木字河内一三の一・字車板一七第六・俵山字土井二五〇五から二五〇七まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第四百三十五号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市小月幸町九四一の一地先から 一地先まで	最狭 二六・四〇	最狭 二六・四〇	二・〇六一・五		
下関市小月幸町九四一の一地先から 下関市小月幸町九四一の一地先まで	最狭 二二・〇八	最狭 二二・〇八	五五九・四		
下関市小月幸町九四一の一地先から 下関市小月幸町中迫二五七二地先 まで	最狭 三九・〇〇	最狭 三九・〇〇			
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 二六・六〇	最狭 二六・六〇	五四四・〇		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 一三・六六	最狭 一三・六六	五〇三・二		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 七〇・〇〇	最狭 七〇・〇〇			
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 三三・〇〇	最狭 三三・〇〇	一一〇・八		
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 四三・〇〇	最狭 四三・〇〇			
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 七・四	最狭 七・四	三三四・五		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 二一・七	最狭 二一・七	三三四・八		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 二一・六	最狭 二一・六	三三四・八		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 四一・六	最狭 四一・六			
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 二六・四	最狭 二六・四	四四・〇		
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 三〇・三	最狭 三〇・三			
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 九・六	最狭 九・六	二九九・〇		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 一七・四	最狭 一七・四	二九九・〇		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 一七・四	最狭 一七・四	二九三・六		ダブルウェイ
下関市小月幸町中迫二五七二地先 から	最狭 三・〇	最狭 三・〇			

同市同大字 地先まで	同字三二〇六一	最狭 一一四・六	一六九・八
---------------	---------	-------------	-------

道路の種類 県道
路線名 粟野一見線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市豊北町大字粟野字正ノ田二四 四の三地先から 同市豊北町大字粟野字滝部口二三五 の一地先まで			最狭 二〇八・六 最広 五九・八〇	二〇六・二	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年三月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 粟野一見線	下関市豊北町大字粟野字正ノ田二四四の三地先から 同市豊北町大字粟野字滝部口二三五の一地先まで	平成十九年三月二十一日

山口県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下関都市計画公園事業四・四・八勝山地区公園
- 三 事業施行期間
平成十四年八月二日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
下関市大字田倉

山口県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画公園事業第一号周南緑地
- 三 事業施行期間
平成元年十二月十二日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市大字徳山、桜木一丁目及び周陽三丁目

山口県告示第百三十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所において縦覧に供する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
切戸川水系	左岸 下松市大字河内字二ノ瀬七六八番一地先 右岸 下松市大字河内字久保市七五〇番一地先					河口
平田川水系	左岸 下松市南花岡四丁目二九四番一地先 右岸 下松市南花岡四丁目一三九九番一地先					河口
未武川水系	左岸 下松市大字瀬戸字中原一〇〇七番四地先 右岸 下松市大字下谷字永衆四六九番六地先	左岸 下松市大字瀬戸字中原一〇〇七番四地先 右岸 下松市大字下谷字永衆四六九番六地先				河口
未武川	左岸 下松市大字瀬戸字梁六六一番一地先 右岸 下松市大字末武上字高橋七一五番一地先					河口

山口県告示第百三十六号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十二年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

九の(一)中「山口県山口南沿岸屋代島大島海岸戸田地区海岸」を「山口県山口南沿岸沖浦西港海岸戸田地区海岸」に改める。



(二二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年三月二十日から同年七月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ吉敷店
所在地 山口市吉敷二五七五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
株式会社
株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二号 河戸憲一郎
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	原田 昭彦	藤本 昭
	マックスバリュ西日本株式会 社	"	"

- 四 届出年月日
平成十九年三月六日
- 五 変更年月日
平成十八年五月十七日



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年三月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 労働条件の改善の要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件

二 日時

平成十九年三月二十三日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年三月二十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）